

練馬区基本構想審議会の運営について（案）

1 検討資料の作成・配付

区（事務局）が案を作成し、会長に確認していただいた後に、事前に委員へ送付することを原則とします。

2 会議の公開

- (1) 「練馬区情報公開条例」「附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針」に基づき、基本構想審議会は公開します。
- (2) 開催日時については、事前にホームページなどで区民へ周知します。
- (3) 会場の状況に応じて可能な範囲で、傍聴できるようにします。
- (4) 検討状況は、練馬区ホームページ等を通じて、随時、区民の皆さんにお知らせしていきます。ホームページには、会議の記録（議事概要）や会議資料のほか、審議会の雰囲気や検討状況を伝えるため、写真等を掲載することがあります。

3 ホームページでの公開

- (1) 会議で配付した資料について
会議終了後、練馬区ホームページの「新練馬区基本構想のページ」内に掲載します。
- (2) 議事概要について
原則として以下のスケジュールで各委員に内容を確認していただいたうえで、ホームページに掲載します。
 - ① 次回の開催通知とともに、各委員に議事概要（案）を送付
 - ② 修正がある場合は、概ね 1 週間程度で設定する期限までに電話・ファクス・メールにより事務局へ連絡
 - ③ 修正を反映し確定した議事概要をホームページに掲載するとともに、次回審議会で配付
- (3) 各委員の氏名について
議事概要については、出席した委員の氏名を掲載します。
個別の委員の発言については、議事概要（案）の段階では内容を確認していただくために委員名を記載しておきますが、確定した議事概要として委員等に配付・ホームページに掲載する際は委員名を削除する予定です。

4 検討過程における区民の意見聴取

区民の皆さんの意見をお聞きしながら検討を進めるため、ホームページなどを通して、基本構想策定に対するご意見等を随時募集します。

検討の中間（11月ごろを想定）には「中間のまとめ」を行い、区報、区ホームページなどで周知のうえ、区民から意見を募集します。また、審議会委員と区民との意見交換会（区内4会場を予定）、「練馬区の将来像を考える区民懇談会」との意見交換会も行います。

また、区議会議員との意見交換についても検討していきます。

5 学習会および見学会

審議会における検討に役立てていただくため、審議会とは別に、特別区制度や区の行財政などについての学習会を開催する予定です。また、委員のご要望に応じて区の施設などの見学会も盛り込みたいと考えています。

6 コンサルタントへの委託

区（事務局）の行う事務・作業の一部を、コンサルタントに委託します。

（委託する事務・作業の例）

- ・ 審議会の議事概要（案）作成
- ・ 区民との意見交換会の運営支援など